

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳井市長 井原 健太郎

市町村名 (市町村コード)	柳井市 (352128)
地域名 (地域内農業集落名)	柳井・柳北・余田畑地区 上田、忠信、広瀬、北町、下馬皿、中馬皿下、中馬皿上、上馬皿、石井、石井第一、横川、黒杭、余田畑
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (計1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業生産が行われている農地のほとんどが水田であり、当初計画されていた基盤整備事業は完了している。市街地に隣接しているエリアでは、転用等により農地がスプロール化している。ほ場整備済のエリアを中心に認定農業者(土地利用型:2名・1法人、花き類:3名)へ一部農地が集積がされているものの、エリア全体を見渡せば将来に向けて担い手・後継者不足の感は否めない。また、イノシシ被害の大幅な増加により、ほ場整備済の農地であっても耕作をあきらめてしまうケースが多発している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備済みのエリアについては、水稻を中心とした土地利用型農業の推進を図る。経営規模の拡大を目指すものの、中山間地域が多く土地条件的に規模の経済性が働きにくいことから、反収の向上や防除や草刈管理の省力化等により生産性向上を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	128 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	64 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者を中心に農地の集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し借りが成立する見込みのある場合には、農地中間管理機構活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・自給的農家の経費補填となるよう日本型直支制度の利用を促し、地域全体で農地を守っていく取り組みを進める。
・担い手として位置づけられるような地域内を基盤とする農業法人の設立を促す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻防除や施肥作業について作業受委託により農業用ドローンの利用を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				